

矢板市在宅介護支援センターアゼリア指定訪問介護事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 為王会が開設する在宅介護支援センターアゼリア訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び矢板市介護予防・日常生活支援総合事業、さくら市介護予防・日常生活支援総合事業、塩谷町介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は総合事業においては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護又は総合事業のサービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係行政機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、指定訪問介護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(総合事業の運営の方針)

第3条 総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリングの結果を第1号介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 総合事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の

できることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 4 事業所は、指定総合事業の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 矢板市在宅介護支援センターアゼリア
- (2) 所在地 栃木県矢板市中2011番地4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。
 - ア 訪問介護計画又は総合事業にあたっては第1号訪問事業計画の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整を行うこと。
 - イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
 - ウ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - エ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- (3) 訪問介護員 2.5名以上
員数は厚生労働省令で定める基準を下回らないものとするとともに、指定訪問介護事業が適正に運営できる員数を増員する。
- (4) 事務職員 1名以上
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護
- (3) 生活援助
- (4) 通院等のための乗車又は降車の介助

2 総合事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、矢板市が定める額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 訪問型サービス費 1…1週に1回程度
- (2) 訪問型サービス費 2…1週に2回程度
- (3) 訪問型サービス費 3…1週に2回を超える程度

3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施時地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所の実施地域を越える地点から、片道5km未満 500円
- (2) 事業所の実施地域を越える地点から、片道5km～10km未満
1,000円
- (3) 事業所の実施地域を越える地点から、片道10km以上1km毎
100円追加

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して 事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、矢板市、塩谷町、さくら市、大田原市(旧大田原市内)、那須塩原市(旧西那須野町)とする。

(個人情報の取り扱いに関する事項)

第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないと、外部への情報提供については必要に応

じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護、指定訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定予防訪問事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携に関する事項)

第11条 地域との協力関係を築き、住み慣れた地域で安心した介護を提供できるよう、地域住民や自治組織との連携及び交流を図り、地域に開かれた運営を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(サービス利用にあたっての禁止事項)

第16条 利用者及びその家族、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合には、やむを得ずサービスを終了する場合がある。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で行うこと。また、SNSなどに掲載すること。

(業務継続計画)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介

護及び矢板市介護予防・日常生活支援総合事業、さくら市介護予防・日常生活支援総合事業、塩谷町介護予防・日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所はすべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ)に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果についてすべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ)に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ)に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後 1カ月以内
 - (2) 継続研修 年12回
 - (2) 虐待防止及び身体拘束適正化に関する研修 年2回
 - (3) 権利擁護に関する研修 年2回
 - (4) 認知症ケアに関する研修 年2回
 - (5) 介護予防に関する研修 年2回
 - (6) 感染症に関する研修 年2回
 - (7) ハラスメント対策強化に関する研修 年2回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

- 3 事業所は、適切な指定訪問介護及び矢板市介護予防・日常生活支援総合事業、さくら市介護予防・日常生活支援総合事業、塩谷町介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定訪問介護及び矢板市介護予防・日常生活支援総合事業、さくら市介護予防・日常生活支援総合事業、塩谷町介護予防・日常生活支援総合事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年11月15日から施行する。

この規定は、平成30年2月15日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。